

議案第40号

前橋市公立大学法人評価委員会条例の改正について

令和7年3月4日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

前橋市公立大学法人評価委員会条例（平成24年前橋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「2年」を「4年」に改める。

第6条中「総務部行政管理課」を「未来創造部政策推進課」に改める。

附 則

この条例中第3条の改正規定は令和8年4月1日から、第6条の改正規定は令和7年4月1日から施行する。